

広島県告示第三百八十七号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第二項の規定によって、次の道路の供用を開始する。

その関係図面は、広島県土木局道路河川管理課及び広島県東部建設事務所三原支所において、平成二十三年五月二日までの間、縦覧に供する。

平成二十三年四月十八日

広島県知事 湯 崎 英 彦

路線名	供用を開始する区間	供用を開始する日
県道本郷大和線	三原市本郷町善入寺字宮之向一五六番一―地先から三原市大和町平坂字高鉢四二六番一〇地先まで	平成三年四月二〇日